

備 甲 達 第 2 6 号
公 甲 達 第 3 7 号
務 甲 達 第 1 0 2 号
生 企 甲 達 第 4 6 号
刑 企 甲 達 第 1 3 号
交 企 甲 達 第 3 4 号
平 成 2 1 年 4 月 2 8 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察新型インフルエンザ対策行動計画の改正について（通達）

- 対号1 平成20年10月10日付け備甲達第67号、公甲達第46号、務甲達第212号、生企甲達第75号、捜一甲達第84号、交企甲達第59号「石川県警察新型インフルエンザ対策委員会の設置について（通達）」
- 対号2 平成20年11月28日付け備甲達第77号、公甲達第54号、務甲達第252号、生企甲達第89号、捜一甲達第99号、交企甲達第72号「石川県警察新型インフルエンザ対策行動計画の策定について（通達）」

新型インフルエンザ対策については、これまで、対号1、2に基づき実施してきたところ、このたび、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」及び「警察庁新型インフルエンザ対策行動計画」等の改正等を踏まえ、別添のとおり「石川県警察新型インフルエンザ対策行動計画」を改正し、諸対策を更に推進することとしたので、これら行動計画に基づき、引き続き、新型インフルエンザの国内発生及び感染拡大の防止に資するよう、関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参画するとともに、新型インフルエンザの国内発生時においても、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態についての的確に対処できるよう万全を期することとされたい。

なお、対号2は廃止する。

（災害係 5722）

石 川 県 警 察
新型インフルエンザ対策
行 動 計 画

平成21年4月28日
石川県警察本部

目次

第1章	計画の目的及び実施の方針	1
第1節	計画の目的及び構成	1
第2節	実施方針	1
第2章	新型インフルエンザの国内発生に備えた措置	2
第1節	実施体制の整備	2
第1	対処体制の整備等	2
第2	情報の収集・連絡体制の整備	3
第3	業務継続に向けた措置	3
第4	装備資機材に関する措置	4
第5	情報通信の確保	4
第6	教養・訓練の実施	4
第2節	感染予防	4
第1	職員の感染予防	4
第2	被留置者の感染予防	5
第3	その他	5
第3節	防疫措置の支援	6
第1	防疫措置実施地域における警戒活動	6
第2	防疫措置実施地域周辺における交通規制	6
第4節	水際対策の支援	6
第1	国際海空港における警戒活動	6
第2	検疫所、停留場所等における警戒活動	7
第3	感染者の密入国に対する警戒活動	8
第5節	医療活動の支援	8
第1	医療機関等における警戒活動	8
第2	医療機関等周辺における交通規制	8
第6節	多数死体取扱いに備えた措置	8
第1	多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置	8
第2	多数死体取扱手順の確立	9
第7節	関係法令違反事件の取締り	9
第1	検疫所との連携体制の構築	9
第2	家畜伝染病予防法違反事件の取締り	9
第3	新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り	9
第3章	新型インフルエンザの国内発生時における措置	9
第1節	実施体制	9
第1	対処体制の確立	9
第2	情報の収集・連絡	10
第3	業務の継続	10
第4	装備資機材の活用	10

第5	情報通信の確保	11
第2節	感染拡大の防止	11
第1	職員の感染拡大の防止	11
第2	被留置者の感染拡大の防止	11
第3	その他	12
第3節	防疫措置の支援	12
第1	防疫措置実施地域における警戒活動	12
第2	防疫措置実施地域周辺における交通規制	13
第4節	水際対策の支援	13
第1	国際海空港における警戒活動	13
第2	検疫所、停留場所等における警戒活動	14
第3	感染者の密入国に対する警戒活動	14
第4	感染拡大期等における検疫体制の縮小に伴う措置	15
第5節	新型インフルエンザの地域封じ込めの支援	15
第1	新型インフルエンザの地域封じ込めの実施に伴う実態把握	15
第2	対象地域における警戒活動	15
第3	対象地域周辺における交通規制	15
第6節	医療活動の支援	15
第1	医療機関等における警戒活動	15
第2	医療機関等周辺における交通規制	16
第3	患者搬送の支援	16
第7節	多数死体取扱いに当たっての措置	16
第1	多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携	16
第2	多数死体の死体見分の実施	16
第8節	社会秩序の維持	16
第1	犯罪の予防一般	16
第2	各種犯罪の捜査	16
第3	混乱時における措置	17
第4章	小康期における措置	17

第1章 計画の目的及び実施の方針

第1節 計画の目的及び構成

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生するもので、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがトリからヒトに感染する事例が報告されているところ、ウイルスが突然変異してヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの発生が危ぐされ、その脅威への対応が国際的な課題となっている。

政府においては、平成16年3月2日付け関係省庁申合せにより設置された「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」（平成19年10月26日付け関係省庁申合せにより「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」に改組された。）を中心として、平成17年12月6日に「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年2月17日改正。以下「政府計画」という。）を、平成21年2月17日に「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定するなど、新型インフルエンザの発生に備えた取組みを進めており、県においても、平成17年12月27日に「石川県新型インフルエンザ対策警戒本部及び石川県新型インフルエンザ対策本部設置要綱」及び「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年3月30日改正。以下「県計画」という。）を策定するなどの取組みを進めているところである。

新型インフルエンザ対策の目的は、政府計画において、新型インフルエンザ対策を国家の危機管理にかかわる重要な課題と位置付け、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること及び社会・経済を破綻に至らせないことを主たる目的としている。

県警察としては、新型インフルエンザの国内発生及び感染拡大の防止に資するよう、政府計画及び県計画等に基づき関係機関が一体となって行う取組みに積極的に参画するとともに、新型インフルエンザの国内発生時においても、治安の確保に必要な警察活動を維持しつつ、各種混乱に伴う不測の事態にも的確に対処するため、平成20年9月17日に「警察庁新型インフルエンザ対策行動計画」（平成21年3月18日改正。以下「警察庁計画」という。）に基づきこの計画を定めるものとする。

この計画の構成は、政府計画の【前段階】及び【第一段階】に対応するものとして、第2章「新型インフルエンザの国内発生に備えた措置」を、【第二段階】及び【第三段階】に対応するものとして、第3章「新型インフルエンザの国内発生時における措置」を、【第四段階】に対応するものとして、第4章「小康期における措置」を定め、各章において県警察が実施する事項をそれぞれ明示することとする。

第2節 実施方針

この計画の実施に当たっては、警察各部門及び各都道府県警察が相互に連携し、新型インフルエンザの国内発生時における治安の確保に万全を期するとともに、関係省庁、県等の関係機関との積極的な協力により、政府計画及び県計画等に基づく新型インフルエンザ対策の推進に寄与するよう努める。

この計画の実施状況については、新型インフルエンザの国内外における発生状況に応じて、時機を逸することなく県公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、県公安委員会を的確に補佐し、その権限に属させられた事務の迅速かつ適切な実施に努める。

また、新型インフルエンザのパンデミック時等において不測の事態が生じた場合においても、県公安委員会における意思決定が円滑に行われることとなるよう、事態の推移に応じて必要となる対応の手順及び内容について、あらかじめ準備するとともに、県公安委員会の行う許可等の行政事務を含め、継続の必要性の高い通常業務の業務継続のために必要な体制の確保に努める。

さらに、新型インフルエンザのパンデミックは、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定され、県においても随時最新の科学的な知見を取り入れ見直すこととされていることから、県警察としては、今後もこうした改定作業に参画するとともに、情勢の変化や政府計画、警察庁計画及び県計画等の改定等に対応して、この計画を随時見直し、必要な修正を加える。

なお、新型インフルエンザ対策に関する警察本部の業務主管課については、別表1「新型インフルエンザ対策に係る業務主管課の基準」によるものとし、警察部内はもとより別表2「関係機関一覧」に示す各機関をはじめとした関係機関と積極的に連携し新型インフルエンザ対策を推進するものとする。

第2章 新型インフルエンザの国内発生に備えた措置

第1節 実施体制の整備

第1 対処体制の整備等

1 対処体制の整備

新型インフルエンザの国内外における発生時に備え、総合力を発揮して対処し得る体制を構築するとともに、緊急時の職員の招集・参集基準、非常招集命令伝達系統表等必要な事項を定め、随時見直しを図る。

2 県警察における新型インフルエンザ対策対処体制の確立

新型インフルエンザが国外で発生し、又は発生した疑いがある場合には、警察庁及び県等関係機関との連携を図り、事態を的確に把握するとともに、新型インフルエンザ対策の推進及び治安の維持のため、新型インフルエンザ感染拡大の状況、国際海空港・沿岸等の管内状況等を勘案し、以下の基準により石川県警察新型インフルエンザ対策室（以下「対策室」という。）又は石川県警察新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、事態への対処に当たる。

なお、対策本部等（対策室及び対策本部をいう。以下同じ。）の編成等については、「石川県警察突発重大事案措置要領」を準用するものとし、対策

本部等を設置する場合には、「石川県警察の非常招集に関する訓令」に定めるところにより要員を招集するものとする。

(1) 対策室の設置

警察本部長は、警察庁に新型インフルエンザ対策室(以下「警察庁対策室」という。)が設置された場合及び県に新型インフルエンザ警戒本部(以下「県警戒本部」という。)が設置された場合のほか新型インフルエンザが国外で発生した疑いがある場合には、事態の態様に応じて対策室を設置する。

(2) 対策本部の設置

警察本部長は、警察庁に警察庁新型インフルエンザ対策本部(以下「警察庁対策本部」という。)が設置された場合及び県に石川県新型インフルエンザ対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置された場合のほか新型インフルエンザが国外で発生し、又は発生した疑いが強まった場合には、事態の態様に応じて対策本部を設置する。

3 要員の派遣

新型インフルエンザが国外で発生した疑いがある場合等で、県警戒本部又は県対策本部(以下「県対策本部等」という。)が設置され、県対策本部会議、県警戒本部会議及び連絡会議が開催される場合には、必要に応じて所要の要員を派遣する。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集の手段及び方法

新型インフルエンザ等に関する情報を的確に収集するため、別表3「報告・連絡系統図」に基づき警察庁及び県等関係機関との報告・連絡を的確に実施することとし、その要領を連絡担当者へ周知徹底する。

2 発生状況の把握と分析

新型インフルエンザ等の発生の疑いがある情報を入手した場合には、警察庁へ報告するとともに、県健康福祉部厚生政策課との連絡を強化する等所要の体制を確立する。

また、情報を集約し、分析評価するとともに、関係機関に速報する。

第3 業務継続に向けた措置

1 優先順位の高い業務の選別

新型インフルエンザの流行時において、欠勤者が増加した場合であっても、治安維持機能を保持し続けるため、欠勤の状況に応じ、例えば、志賀原子力発電所警戒警備等優先度の高い業務に職員を集中運用するなどの措置が講じられるよう、各部門ごとに、あらかじめ検討する。

2 警察庁舎利用の検討

新型インフルエンザの流行時において、対策本部等の要員をはじめとした職員が一時的に休憩する場所を確保するため、警察庁舎利用について、あらかじめ検討する。

3 備蓄食料の管理

新型インフルエンザの流行時において、食料が入手困難となった場合に備

え、食料の備蓄及びその適切な管理を図る。

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の確保

新型インフルエンザの流行時において、被留置者の食事について契約業者から入手困難となった場合に備え、代替え業者の選定等、当該業者から食事を入手困難な場合の食事の入手手段の整備を図る。

第4 装備資機材に関する措置

1 装備資機材の円滑な運用に向けた措置

新型インフルエンザ対策に資すると認められる装備資機材が円滑に運用されるよう、職員に対する指導・教養を推進する。

2 装備資機材の整備等

警察職員への感染予防対策等を的確に実施するため、新型インフルエンザの国内発生時に装備資機材を迅速に活用できるよう、各部門ごとに、その配備状況を把握するなど適正管理を図るとともに、マスク、ゴーグル、防護服、手袋等の防護具（以下「個人防護具」という。）をはじめとした必要な装備資機材等の整備に努める。

第5 情報通信の確保

1 通信に関する措置

国内で新型インフルエンザが発生した場合の通信の確保のため、県情報通信部と連携した対処体制を整備する。

2 情報管理に関する措置

新型インフルエンザの国内流行時においても各種情報管理システムの適切な運用が図られるよう、担当職員の不在に備えた定型的な業務の手順書の作成、各種情報管理システムの操作方法の教養等を推進する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、新型インフルエンザの流行時においても早期に障害から復旧できるよう、関係事業者等との連絡体制を整備するとともに、関係事業者等と連携した障害の対処体制の確保に努める。

第6 教養・訓練の実施

感染予防対策等新型インフルエンザに関する各種対処要領について、職員に対する教養を実施し、周知徹底を図るとともに、新型インフルエンザ発生を想定した情報伝達、招集訓練及び通信訓練を実施し、県等が主催する各種訓練に積極的に参画することにより、新型インフルエンザの国内発生時における対処能力の向上に努める。

第2節 感染予防

第1 職員の感染予防

1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

感染予防のための基本的措置について、具体的な措置内容を記載した資料を配布するなどにより、職員及びその家族に対する周知を徹底する。

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの予防投与・接種手順の確立

職員が新型インフルエンザ感染者及びその疑いがある者（以下「感染者等」という。）と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びプレパンデミックワクチンの接種が適切に実施されるよう、県健康福祉部健康推進課及び医療機関との連携強化及び予防投与等に関する情報収集に努める。

3 職員発症時の対応要領の確立

新型インフルエンザの症状等について職員及びその家族に対する周知を図り、職員及びその家族に感染が疑われる場合の報告・連絡体制を整備する。

また、職員の新型インフルエンザの感染が確認された場合における勤務場所等の清掃及び消毒の方法並びに当該職員と接触した職員についての対応要領を定める。

4 発症職員の治療体制の確保

県健康福祉部厚生政策課との連携を密にして、新型インフルエンザの診察を行う医療機関の設置状況について確認し、職員へ周知するとともに、職員が感染した場合に備え、医療機関との連携体制を整備する。

また、新型インフルエンザに感染した疑いのある職員を把握した場合は、速やかに医療機関等に受診させる。

5 発生地域への海外渡航の中止

新型インフルエンザの国外発生時には、やむを得ない場合を除き、当該発生国・地域への、公務での職員の渡航を延期し、又は中止し、また、公務以外の目的での渡航を延期させ、又は中止させる。

第2 被留置者の感染予防

1 留置業務担当者に対する感染予防対策の周知徹底

留置業務に従事する職員に対し、感染予防対策を周知徹底する。

また、国外における新型インフルエンザの発生状況に応じ、留置業務に従事する職員及び被留置者に対し、新型インフルエンザについて啓発するとともに、手洗い及びうがいの習慣を身に付けるよう指導する。さらに、国外における新型インフルエンザの発生状況に応じ、留置開始時の健康状態についての事情聴取において、被留置者の海外渡航歴等の詳細な聴取、捜査部門からの情報入手等を行い、感染が疑われる場合には、健康診断を受けさせるなど当該被留置者の健康状態の早期把握に努める。

2 被留置者発症時の対応方策の確立

新型インフルエンザの国内発生時において、被留置者が感染者等となった場合の当該被留置者の診療及び隔離、勾留執行停止の要請等の措置、職員及び他の被留置者の健康診断、感染拡大防止等の対応方策について定める。

3 発症者の隔離場所・治療体制の確保

被留置者が感染者等となった場合に診療を要請する医療機関及び感染者となった被留置者の入院を要請する医療機関並びに入院させるまでの間に隔離する場所をあらかじめ選定する。

第3 その他

1 警察庁舎管理手順の確立

新型インフルエンザの感染予防に必要な警察庁舎管理の手順を確立し徹底を図る。

2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

関係機関・団体に対し、国外における新型インフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザの感染予防対策に関する情報を提供し、新型インフルエンザの国内発生時に備えた対策の周知徹底を図る。

第3節 防疫措置の支援

第1 防疫措置実施地域における警戒活動

1 関係機関との連携の強化

高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、防疫措置を支援するための警戒活動の実施に備え、平素から県農業水産部農業安全課等関係機関との連携を確認・強化する。

2 県からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、県等関係機関が防疫措置を実施する場合において、当該措置が円滑に行われるよう、警察庁及び県農業水産部農業安全課等関係機関との報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策（個人防護具の装着等をいう。以下この章において同じ。）を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。

3 機動隊の運用

高病原性鳥インフルエンザが国内で広域かつ大量に発生するなど、防疫措置実施地域における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。

第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

高病原性鳥インフルエンザの国内発生時に、県等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

第4節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動

1 国際海空港における警戒活動

(1) 国際海空港管理者等との連携の強化

小松空港、金沢港及び七尾港の国際海空港並びに能登空港（以下「県内国際海空港等」という。）における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、平素から県内国際海空港等の管理者等との連携を確認・強化する。

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

新型インフルエンザの国外発生時において、県内国際海空港等において、その到着便（船）から新型インフルエンザの感染者（疑いのある者を含む。以下同じ。）が入国（県）するなどの不測の事態に備えるとともに、水際

対策が円滑に行われるよう、県内国際海空港等の管理者及び県内国際海空港等を管轄する検疫所をはじめとした関係機関に対し自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、水際対策の円滑な実施を確保するため、警察庁及び県健康福祉部厚生政策課等関係機関と報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。

(3) 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、県内国際海空港等における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合にはその支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。

2 国際海空港周辺における交通規制

新型インフルエンザの国外発生時に、県内国際海空港等周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 検疫所、停留場所等の管理者との連携の強化

検疫所等（県内国際海空港等を管轄する検疫所、停留場所等をいう。以下同じ。）における警戒活動の実施に備え、平素から検疫所等の管理者との連携を確認・強化する。

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

新型インフルエンザの国外発生時に、県内国際海空港等において、不測の事態等の発生を防止し、検疫及び停留措置が円滑に行われるよう、検疫所等に対し、自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や検疫所等関係機関から支援要請がある場合のほか必要があると認められる場合には、検疫等の円滑な実施を確保するため、警察庁及び県健康福祉部健康政策課等関係機関と報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。

(3) 機動隊の運用

不測の事態等が発生するなど、検疫所等における警戒活動を行うに当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。

2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

新型インフルエンザの国外発生時に、検疫所等における交通規制を行う必

要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化

船舶を利用した感染者の密入国を防止するため、金沢・七尾海上保安部等関係機関との連携を強化し、十分な感染予防対策を講じた上で、不審船や密入国者の取締りに当たるとともに、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

2 関係機関との相互連絡体制の構築

金沢・七尾海上保安部等関係機関と緊密な連携を図り感染者の密入国に関する情報の収集に努めるとともに夜間・休日を含めた相互連絡体制を確立する。

3 密入国事件取扱時における留意事項

密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等が確認された場合には、検疫所等に速やかに通報し、協力して感染拡大防止に必要な対応を行う。

また、発生国・地域からの密入国者のうち、検疫を受けていない密入国者を取り扱う際は、十分な感染予防対策を講じた上で、業務に当たる。

第5節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化

医療機関及び抗インフルエンザウイルス薬を処方する薬局（以下「医療機関等」という。）における警戒活動の実施に備え、平素から医療機関関係者等との連携を確認・強化する。

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

新型インフルエンザの発生時に、医療機関等における混乱による不測の事態等の発生に備え、医療機関等に対して自主警備の強化、事故防止に必要な施設内の整理等に関する要請を行うなど、管理者対策を徹底する。

また、警察庁からの指示や医療機関等から支援要請がある場合のほか、要があると認められる場合には、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため警察庁及び医療機関等との報告・連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策を講じた上で、必要に応じた警戒活動を行う。

3 機動隊の運用

大規模な混乱により不測の事態が発生するなど、医療機関等における警戒活動に当たり機動隊を運用する必要があると認められる場合には、その支援活動計画を策定し、十分な感染予防対策を講じた上で、当該活動に当たらせる。

第2 医療機関等周辺における交通規制

新型インフルエンザの国外発生時に、不安に起因する混乱等により医療機関等周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感

染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

第6節 多数死体取扱いに備えた措置

第1 多数死体取扱いに備えた医師及び死体取扱場所の確保に必要な措置

新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、医師会、地方公共団体等と緊密な連携を図り、死体の検案に当たる医師及び死体取扱場所を確保する。

第2 多数死体取扱手順の確立

新型インフルエンザの国内発生時において、多数の死体を取り扱わなければならない場合に備え、多数死体取扱マニュアルを作成し、死体取扱手順を確立する。

第7節 関係法令違反事件の取締り

第1 検疫所との連携体制の構築

新型インフルエンザの国外発生時において、県内国際海空港等において検疫が強化される場合に発生が予想される、新型インフルエンザに感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯等に備え、検疫所との連携体制を構築する。

第2 家畜伝染病予防法違反事件の取締り

高病原性鳥インフルエンザの国内発生時において、患畜等の届出義務違反、家畜等の移動の制限違反、患畜の殺処分の命令違反等の家畜伝染病予防法違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

第3 新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り

新型インフルエンザの国外発生時において、県内国際海空港等において検疫が強化される場合には、県健康福祉部厚生政策課及び農林水産部農業安全課等と連携して管轄する検疫所における新型インフルエンザに感染した疑いがある者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染の疑いのある者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報の入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

第3章 新型インフルエンザの国内発生時における措置

第1節 実施体制

第1 対処体制の確立

1 対策本部等の設置

新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合（高病原性鳥インフルエンザが国内において発生し、かつ、トリからヒトへ感染した場合を含む。以下同じ。）には、警察庁対策本部等及び県等関係機関との連携を図るとともに、事態を的確に把握して新型インフルエンザ対策の推進及び治安の維持のため、以下に示す基準により対策本部等を設置し、事態への対処に当たる。

(1) 対策室の設置

警察本部長は、警察庁に警察庁対策室が設置された場合、及び県に県警

戒本部が設置された場合のほか、高病原性鳥インフルエンザが国内で発生し、かつ、トリからヒトへ感染した場合には、事態の態様に応じて対策室を設置する。

(2) 対策本部の設置

警察本部長は、警察庁に警察庁対策本部が設置された場合、及び県に県対策本部が設置された場合のほか、新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合、並びに高病原性鳥インフルエンザが県内で発生し、かつ、トリからヒトへ感染した場合には、事態の態様に応じて対策本部を設置する。

2 要員の派遣

新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合等で、県対策本部等が設置され、県対策本部及び県警戒本部の会議及び連絡会議が開催される場合には、必要に応じて所要の要員を派遣する。

第2 情報の収集・連絡

1 発生状況の把握と分析

新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合には、県健康福祉部厚生政策課等関係機関から情報を収集・集約し、分析評価を行うとともに、警察庁へ速報する。

2 休日・夜間における連絡体制の確立

休日・夜間の当直員は、新型インフルエンザが国内において発生し、又は発生した疑いがある場合において、当該発生に係る情報を入手したときは、別表3「報告、連絡系統図」に基づき、対策本部等の担当者及び警察庁へ速報する。

第3 業務の継続

1 優先度の高い業務への職員の集中運用

新型インフルエンザが流行し、欠勤者が増加した場合には、欠勤の状況に応じて優先度の高い業務に職員を集中運用することにより、治安維持機能の保持を図る。

2 警察庁舎の適切な利用

新型インフルエンザが流行し、対策本部等を設置した場合には、警察庁舎内において対策本部等の要員をはじめとした職員が一時的に休憩する場所を確保するため、必要に応じて警察庁舎の利用を規制する。

3 食料供給停止時における備蓄食料の配布

新型インフルエンザが流行し、食料が入手困難となった場合には、対策本部等の要員をはじめとした対処要員等に対し、備蓄食料を速やかに配布する。

4 契約業者による食事の提供の停止時における被留置者の食事の支給

新型インフルエンザの流行時において、被留置者の食事について契約業者からの入手が困難となった場合には、あらかじめ整備した代替え業者等の他の入手手段により、被留置者の食事を確保して支給する。

第4 装備資機材の活用

都道府県警察は、装備資機材を有効活用した各種警戒活動の実施、感染予防資機材の確実な着装の徹底等による感染予防を図り、治安維持機能の保持を図る。

また、感染予防資機材等が適切に活用されるよう、新型インフルエンザの流行の期間や地域に応じて当該資機材の柔軟な配備を行うとともに、必要に応じて、その補充を図る。

第5 情報通信の確保

1 通信の確保

新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合には、県情報通信部と連携して通信の確保に努める。

2 情報管理機能の確保

各種情報管理システムの適切な運用を図るため、担当職員の不在に対応した体制を確保する。

また、各種情報管理システムのうち、障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、適切な障害対応を行えるよう、関係事業者等と緊密に連絡をとり、障害の対処体制の確保を図る。

第2節 感染拡大の防止

第1 職員の感染拡大の防止

1 職員及びその家族に対する感染予防対策の周知徹底

職員及びその家族に対し、感染予防のための基本的措置の徹底を指導する。
また、職員に対しては、出勤時の検温を実施する。

2 職員に対する抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの予防投与・接種の実施

県健康福祉部健康推進課及び医療機関等と相互に協力し、感染者等と濃厚接触した場合及びその可能性の高い業務に当たる場合において、職員に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及びプレパンデミックワクチンの接種を開始する。

3 職員発症時の対応

職員及びその家族に新型インフルエンザの感染が疑われる場合には、医療機関等の速やかな受診を勧奨するとともに、他の職員への感染のおそれが高いと認められる職員について、業務に就くことを禁止する。

第2 被留置者の感染拡大の防止

1 留置業務担当者に対する感染予防対策の周知徹底

国内及び留置施設における新型インフルエンザの発生状況に応じて、第2章第2節第2の1に定める措置に加えて、次の措置を講じる。

(1) 留置開始時の身体検査、所持品検査等に従事する職員には、マスク及び手袋を着用させ、当該業務終了後は、手洗い、うがい及び消毒を行わせる。

面会の受付を行う職員には、対応時にマスクを着用させ、面会受付時において、発熱、せき等の症状の有無、感染者等との接触の機会の有無等を面会人に確認し、症状がある面会人又は感染者等と接触の機会があった面

会人にマスクの着用を求め、その着用を拒否した面会人には面会を断るなど、面会人から被留置者への感染の予防に必要な措置を講じる。

- (2) 工事業者等については、あらかじめ、症状がある者又は感染者等と接触の機会があった者の施設内への立入りの自粛を要請する。
- (3) 必要に応じて、運動、入浴又は護送の中止を検討する。
- (4) 発生地域においては、発生状況に応じて、職員及び被留置者に対し、手洗い、うがい、消毒及びマスクの着用を行わせる。

2 感染が疑われる場合の報告

被留置者が感染者等となった場合には、速やかに警察庁へ報告を行う。

3 感染者等の隔離及び早期診療

被留置者が感染者等となった場合には、第2章第2節第2の2に定める対応方策に従い、感染者等となった被留置者の診療及び隔離等の措置を講じる。

また、職員が感染者等となった場合は、当該職員に対し、医療機関等の速やかな受診を指示し、感染者と診断された場合は治療に専念させるなど、職員から被留置者への感染拡大の防止に必要な措置を講じる。

4 感染者等の庁舎内行動経路の確認及び消毒

感染者等の庁舎内における行動経路を確認し、滞在した場所や頻繁に接触したと考えられる箇所については、必要な消毒を行う。

5 感染者等との接触者の検診

被留置者が感染者等となった場合には、職員及び他の被留置者に健康診断を受けさせる。

また、感染者等と濃厚接触があった職員については、抗インフルエンザウイルス薬の投与を受けるよう指示する。

第3 その他

1 警察庁舎管理の徹底

新型インフルエンザの庁内での感染予防に必要な警察庁舎管理の手順及び感染時の対応について徹底を図る。

2 感染予防対策に関する関係機関・団体への情報提供

関係機関・団体に対し、国内における新型インフルエンザの発生状況に関する情報を提供し、新型インフルエンザ感染予防対策の徹底を指示する。

3 不特定多数の集まる活動の延期又は中止

県警察が主催、又は共催する集会、催事等の不特定多数が集まる活動について、国内における新型インフルエンザの発生状況に応じて延期し、又は中止するとともに、関係機関・団体に対して不特定多数の集まる活動の自粛を要請する。

また、これらの措置について広報を行い、住民への周知を図る。

第3節 防疫措置の支援

第1 防疫措置実施地域における警戒活動

1 県からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合におい

て、高病原性鳥インフルエンザが流行し県等関係機関が防疫措置を実施する場合には、当該措置が円滑に行われるよう、警察庁及び県農林水産部農業安全課等関係機関との報告、連絡調整及び連携を図りつつ、十分な感染予防対策（個人防護具の装着及び抗インフルエンザウイルス薬・ワクチンの予防投与・接種等をいう。以下この章において同じ。）を講じた上で、警察が行う他の新型インフルエンザ対策のための措置に支障が生じない範囲で、必要に応じた警戒活動を行う。

2 機動隊の運用

新型インフルエンザが国内で発生し、又は発生した疑いがある場合における高病原性鳥インフルエンザの流行に起因して、大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、県農林水産部農業安全課等関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

第2 防疫措置実施地域周辺における交通規制

県等関係機関による防疫措置が実施される場合において、防疫措置実施地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第4節 水際対策の支援

第1 国際海空港における警戒活動

1 国際海空港における警戒活動

(1) 国際海空港管理者等との連携の強化

県内国際海空港等における水際対策に伴う警戒活動の実施に備え、県内国際海空港等の管理者等との連携を確認・強化する。

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動等の実施

県内国際海空港等における不測の事態等の防止を図るため、県内国際海空港等の関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、海外から在外邦人が多数帰国することに伴う混乱及び出国自粛勧告等に伴う混乱や到着便（船）から新型インフルエンザの感染者が入国（県）するなどの不測の事態等に対処するため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、警戒活動等を実施する。

(3) 機動隊の運用

水際対策に伴い大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

2 国際海空港周辺における交通規制

県内国際海空港等周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

第2 検疫所、停留場所等における警戒活動

1 検疫所、停留場所等における警戒活動

(1) 検疫所、停留場所等の管理者との連携の強化

検疫所等における警戒活動の実施に備え、検疫所等の管理者との連携を確認及び強化する。

(2) 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

国内への新たな感染者の侵入を抑制するため、検疫体制が強化される場合には、関係機関における自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握し、問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、多数の者が入国することに伴う検疫業務の混乱による不測の事態等を防止するため、警察庁からの指示や関係機関等から支援要請がある場合のほか、必要があると認められる場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で警戒活動等を実施する。

(3) 機動隊の運用

検疫の強化に伴う大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

2 検疫所、停留場所等周辺における交通規制

検疫所等における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第3 感染者の密入国に対する警戒活動

1 沿岸警備の強化

周辺国においても新型インフルエンザが流行している場合は、新型インフルエンザに感染している者が密入国する可能性が高まることから、金沢・七尾海上保安部等関係機関との連携を強化し、不審船や密入国者の取締りの徹底を図るとともに、十分な感染予防対策を講じた上で、沿岸部におけるパトロール、検問等の警戒活動を強化する。

2 関係機関との情報の共有化

密入国事件を取り扱った際に把握した感染者等に関する情報を金沢・七尾海上保安部等関係機関に提供するなどにより、感染者の密入国に関する情報の共有化に努める。

3 密入国事件取扱時の留意事項

密入国者の取締りに当たり、密入国者の居住地、海外渡航歴、供述内容等から感染の有無を調査するほか、感染者等が確認された場合には検疫所等に速やかに通報するとともに、協力して感染拡大の防止に必要な措置を講じる。

また、検疫を受けていない密入国者を取り扱う際は、マスク、手袋等必要な感染予防資機材を装着するなどにより、感染予防に万全を期して業務に当たる。

第4 感染拡大期等における検疫体制の縮小に伴う措置

国内における新型インフルエンザの感染拡大に伴い、警察庁からの指示や県対策本部等により検疫体制が縮小される場合には、状況に応じて警戒活動等を縮小する。

第5節 新型インフルエンザの地域封じ込めの支援

第1 新型インフルエンザの地域封じ込めの実施に伴う実態把握

県警察は、地域封じ込めの実施が決定された場合は、県対策本部等関係機関と連携し、対象地域の現状を把握する。

第2 対象地域における警戒活動

1 新型インフルエンザの地域封じ込めの実施に伴う初動処置等

県警察は、地域封じ込めの実施が決定された場合は、県対策本部等関係機関による外出自粛の要請等に伴う混乱による不測の事態の防止のため、十分な対応体制を確立し、警戒活動を実施する。

2 警戒活動における留意事項

県警察は、十分な感染予防対策を講じ、活動後の健康管理に留意するとともに、地域封じ込めは強制的な措置ではなく住民等への要請及び説得により行うものであることを警戒活動に当たる職員等に周知徹底する。

第3 対象地域周辺における交通規制

県警察は、県対策本部等関係機関による地域封じ込めが実施される場合において、対象地域周辺における交通規制を行う必要があると認められるときは、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

第6節 医療活動の支援

第1 医療機関等における警戒活動

1 医療機関関係者等との連携の強化

医療機関等における警戒活動の実施に備え、医療機関関係者等との連携を確認及び強化する。

2 関係機関からの支援要請等に伴う警戒活動の実施

医療機関等における混乱や不測の事態の発生を防止するため、医療機関等の自主警備及び事故防止に必要な施設内の整理状況を把握するとともに問題点の改善を促すなど、管理者対策を一層徹底する。

また、医療機関等及びその周辺における混乱を防止するため、警察庁からの指示や関係機関からの支援要請がある場合のほか、必要があると認められ

る場合には、十分な対処体制を確立し、かつ、感染予防対策を徹底した上で、必要に応じた警戒活動を行う。

3 機動隊の運用

医療機関等及びその周辺における大規模な混乱が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察庁へ速報するとともに、関係機関との連携を強化して、感染予防対策を徹底した上で、速やかに機動隊を集中運用するなどにより、その沈静化を図る。

第2 医療機関等周辺における交通規制

医療機関等周辺における交通規制を行う必要があると認められる場合は、十分な感染予防対策を講じた上で、円滑な交通規制を実施する。

また、交通規制を実施した場合は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、速やかに住民、運転者等に周知徹底を図る。

第3 患者搬送の支援

医療機関等から患者搬送に伴う支援要請を受けた場合は、混乱時における治安維持活動等の業務に支障のない範囲において、十分な感染予防対策を講じた上で、必要な支援を行う。

第7節 多数死体取扱いに当たっての措置

第1 多数死体取扱いに当たっての医師及び関係機関等との連携

多数死体の取扱いに当たっては、十分な感染予防対策を講じた上で、医師及び関係機関等と緊密な連携を図る。

第2 多数死体の死体見分の実施

多数死体の取扱いに当たっては、十分な感染予防対策を講じた上で、多数死体取扱手順に基づき死体見分を実施する。

第8節 社会秩序の維持

第1 犯罪の予防一般

1 相談対応を通じた住民等の不安の軽減

住民等からの相談について親身に対応するとともに、必要に応じて適切な相談窓口を教示できるよう、関係機関との連携を確認し、強化するなどにより、住民等の不安の軽減に努める。

2 混乱に乗じた犯罪の予防に関する取組み

新型インフルエンザ国内発生時における混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、これらの犯罪情報の集約に努めるとともにテレビ、ラジオ、インターネット等各種媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

第2 各種犯罪の捜査

1 新型インフルエンザ関係法令違反事件の取締り

県内国際海空港等の検疫所における感染者等に係る検疫所長等に対する検査拒否・妨害等事犯、停留場所又は隔離場所からの逃走事犯、感染者等と診断した際の医師の届出義務違反等の新型インフルエンザ関係法令違反に関する情報入手に努め、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

2 混乱に乗じた犯罪の取締り

新型インフルエンザに対する効能効果をうたった医薬品の無許可販売事犯に係る薬事関係事犯、訪問販売等に係る特定商取引事犯その他の生活経済関係法令違反等の新型インフルエンザの国内発生時における混乱に乗じた犯罪に関する情報入手に努め、地域住民の不安をあおり、混乱を助長するなど悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

第3 混乱時における措置

新型インフルエンザが国内でまん延するほか、感染拡大防止のために講じられる各種対策への不満等を起因とする社会的混乱が発生、又は発生するおそれがある場合には、警察庁への報告連絡及び県健康福祉部厚生政策課等との連携を強化し、組織の総合力を発揮して混乱の沈静化を図るなど、治安の維持確保を強力に推進していく。

第4章 小康期における措置

新型インフルエンザの国内における流行が小康状態になった場合は、引き続き職員及び被留置者の感染予防を徹底するとともに、各地域における流行状況に応じて、順次職員を通常業務に復帰させる。

また、再度の国内発生に備え、国内発生早期からまん延期までにおける対応の分析及び評価を行い、必要な改善を図った上で、第2章に定める措置を講じる。

(別表省略)